

## 介護保険制度について

### (1) 介護保険料の引き下げを

【岡田議員】 通告に従い、順次質問致します。はじめに、介護保険料についてお聞きします。今、高齢者の暮らしは、年金引き下げと今年4月から消費税8%への増税、その上、円安による物価の上昇で、暮らしは本当に厳しくなっています。

日本共産党名古屋市議団が取り組んだ市政アンケート調査では、76%もの人が「生活が苦しくなった」と回答し、2年前のアンケートよりも16%増えています。

アンケートの記載欄には「年金は減る一方で、保険料、医療費、電気・ガス代などはどんどん増える。貧乏人は麦飯を食えというのか」「もうこれ以上負担が増えると買い物を減らさなくてはならず、生活できない」「介護保険料が高すぎる」など、市民の暮らしのたいへんさ、政治への怒りがたくさん書き込まれています。

60歳以上の回答者では、生活が苦しくなった理由に、「物価の上昇」「年金の引き下げ」に次いで、多いのが「介護保険の増額」です。名古屋市は2012年度からの第5期保険料を3割以上引上げ、過去最高額となりました。本人が市民税非課税で、年65,000円を超える保険料は、もう限界を超えています。

国は低所得者の軽減措置に一般財源を充てるとしてはいますが、基準額そのものが上がれば、軽減策も焼け石に水となりかねません。

健康福祉局長にお聞きします。名古屋市は来年度の保険料改定に向けて、市の介護給付費準備基金の取り崩しはもちろん、さらに独自の施策を構築する、県に対しては、財政安定化基金の取り崩しを求めること、大本である国庫負担の引上げを、国に強く求めるなどあらゆる手だてを尽くし、今以上に介護保険料の負担を増やさず、さらに保険料を引き下げることが求めますが、見解をお聞かせください。

### 認定者数の増による給付費増などを正確に推計し、それをふまえて設定する（局長）

【健康福祉局長】 介護保険料につきましては、計画期間の3年間における保険給付費の見込み額を基礎に算定することとなっております。この見込み額と実績が乖離することのないよう、できる限り正確に保険給付費を見込むことが大変重要でございます。

第6期介護保険料の設定にあたりましては、まず、高齢者人口・認定者数の増に伴う保険給付費の自然増分を正確に推計する必要があります。

その上で、要支援者に係る訪問介護及び適所介護が地域支援事業に移行する影響や、地域支援事業を充実させることによる施策効果を見込みながら、施設・居住系サービ

スの整備量を適正に見込んで参りたいと考えております。

また、国におきましては、別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料をさらに軽減する予定であり、そのことも踏まえて、第6期介護保険事業計画の策定にあたり、適正な保険料の設定に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、議員よりご提案のありました、介護給付費に対する国の負担割合の引き上げ等に関する関係機関へ、甲要望につきましては、これまでも、大都市民生主管局長会議などの場を通じ、国へ要望してまいったところでございますが、さらなる要望の必要性も含め的確に対応してまいりたいと考えております。

### **負担は限界という認識で、なんとしても負担増を食い止める姿勢を持って（意見）**

【岡田議員】介護保険料は、保険給付の伸び等をみて決めて行くということですが、自然増分を考えれば、今の国県市の負担割合では、どうしたって、保険料は上げざるをえないわけです。今回、国が保険料軽減のために一般財源を投入したこと自体、この保険という仕組みがもう破綻しているということなのです。

名古屋市が本気で負担増を食い止めようと思ったら、大胆な一般財源を投入する、他の自治体とともに、国に責任を求めるということが必要です。消費税が上がり、負担も増えるではもう限界だというのが多くの高齢者の声です。高い介護保険料の負担増をとにかく食い止めるその立場に立って方策を検討することを求めます。

### **（２）地域支援事業について**

**要介護認定申請をしなくてもいいというが、専門的な支援を必要とするかどうか  
窓口でわかるのか**

【岡田議員】次に、介護保険制度における地域支援事業についてお聞きします。

先の国会で、「医療・介護総合法案」が可決されました。この総合法は、介護保険制度だけみても、要支援の訪問・通所介護を保険給付から外し市町村の地域支援事業に置き換え専門的でないサービスでもその代替を可能とする、今でも入所待機者が多いのに特別養護老人ホームへの入所を原則要介護3以上に限定してしまう、利用料の2割負担の導入、低収入で介護施設に入所する人に対する「補足給付」の縮小など、在宅でも施設でも、利用料の大幅な負担増が盛り込まれるなど、社会保障制度の根幹を揺るがす大改悪だと言わざるをえません。改めて、市民の暮らし・いのちを守る自治体の役割が一層求められることとなります。

さまざまな問題がある中で、地域支援事業について考えていきます。

健康福祉局長に2点お聞きします。

まず、介護保険の入り口、認定調査の問題です。

現在は、高齢者が訪問介護、通所介護を利用したい場合は、まず区役所で「要介護

認定申請」が必要です。認定調査と主治医の意見書をもとに要支援、要介護、または自立と判定されます。その後適切なケアマネジメントにより、サービスが開始となるわけです。

しかし、今回の改定では、要介護認定申請をしなくてもいいとしています。では、専門的な支援を必要とする人かどうか行政の窓口でどのようにわかるのか。

名古屋市は、要介護認定申請の手順を踏まず、その人が「専門的なサービスが必要なのか必要でないのか、」を何を持って、適切に判断して行くのか、どのような仕組みを考えているのでしょうか。お答え下さい。

### 国から示される指針の詳細を確認した上で、市としての方針を検討したい（局長）

【健康福祉局長】今回の制度改正におきましては、サービスの種類・内容・人員基準・運営基準・単価等が全国一律となっている「予防給付」のうち、訪問介護・適所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、「地域支援事業」の形式に見直すとされています。

その際、国においては、地域支援事業のみを利用される方については、要支援・要介護認定の手続きを経ることなく、心身の状況等を把握する基本チェックリストを活用することを検討していると承知しております。

サービスの利用を希望される方の認定申請等の手続きにつきましては、今後、法に基づき国から示される指針の詳細を確認した上で、市としての方針を検討してまいりたいと考えております。

### 軽度でも、「要支援」と認定されれば、すべての人に専門的なサービスが必要

【岡田議員】次に、要支援 1～2 と認定された方の支援についてお聞きします。要支援と認定された人でも、初期認知症や、リウマチ、パーキンソン、悪性新生物など進行性疾患が含まれていることがあります。

事例を紹介します。今から 4 年前に要支援 1 と認定された 82 歳、独居の女性 A さん。夫が他界し、気力を失い、家事ができなくなっていました。ケアマネージャーと話し合い、週 1 回のヘルパーによる掃除、買い物など家事援助を計画し、A さんの気持ちを受け止めながら、少しずつ現実に向き合えるように関係をつくっていきました。半年程前、ヘルパーから「薬がたまっている、血圧測定していないようだ」「言動が不安定」といった情報がケアマネに寄せられ、主治医に情報提供したところ、初期の認知症と診断されました。現在も要支援 1 の認定で、週 1 回のヘルパーによる家事援助と同時に、細かい生活の様子を観察が続けられています。

要支援 1, 2 の段階で、専門的サービスである訪問介護や、通所介護を利用していたからこそ、早期に変化をとらえ、ケアマネや医師につなぐことができるのであって、

ここが、重度化を防ぐ予防給付の重要な役目です。

軽度であっても必要な支援の提供により、重度化させないという観点からも、「要支援」と認定されれば、すべての人に専門的なサービスを位置づけることが必要と考えます。見解をお聞かせください。

**ケアマネジメントの結果、専門的なサービスが必要であれば、これまで同様のサービスを利用することが可能（局長）**

【健康福祉局長】介護保険制度におけるサービスの利用につきましては、本人の希望はもちろんですが、本人の心身の状況やその置かれている環境等を踏まえ、ケアマネジメントに基づき決定されるものであると考えております。

ケアマネジメントの結果、専門的なサービスが必要な方につきましては、これまでと同様のサービスを利用することが可能でございますので、よろしく願いいたします。

**全ての人に介護認定を受けさせよ（再質問）**

【岡田議員】地域支援事業のみを利用する方は、認定調査の手続きはどうか今後検討という答えでした。しかし、NPOやボランティアなど、料金の安いサービスを選択できるということになれば、専門的サービスの必要性の判断ではなく、経済的な理由で、必要なサービスを選べない事態を作ることになるのではないかと、国会の議論でも問題になった点です。

国の指針を待つことなく、専門的サービスの必要な人がすべて漏れることなく、支援を受けられるとするためには、全ての人が要介護認定申請を受けるという仕組みを作るということを提案します。見解をお聞かせ下さい。

**今後も、本人が要支援・要介護認定の申請を希望すれば受け付ける（局長）**

【健康福祉局長】くりかえしとなりますが、サービスの利用を希望される方の認定申請等の手続きにつきましては、今後、国から示される指針の詳細を確認した上で、市としての方針を検討してまいりたいと考えております。

なお、窓口で説明をおこなった上で、ご本人が要支援・要介護認定の申請を希望された場合は、申請を受け付けさせていただくという取り扱いは、制度改正後も現行と変わらないものと認識しております。

**国が言うまで待つという姿勢では高齢者をまもれない（意見）**

【岡田議員】地域支援事業のみの利用であっても、まず認定調査を受ける。要支援と認定されれば、専門的なサービスをきちんと位置づける、国の指針が示されないと、決められないという受け身ではなく、名古屋市として、どうやって高齢者の状態を重

度化させずに暮らしを守るかという視点で、介護保険事業計画を作っていたいただきたい。

事業計画づくりには、多くの団体や事業所から現場の実態を聞き、高齢者の尊厳を守り、命と暮らしを守る立場に立って制度設計していくことを求めます。

## 保育所への営利企業参入

法改正・新制度は株式会社等の参入のためだったのではないか

【岡田議員】保育所運営への営利法人参入についてお聞きします。名古屋市は、6月16日から、来年4月開所する認可保育所について、賃貸型認可保育所の運営法人の公募をはじめました。今回初めて、応募資格に「株式会社等」が加わり、新聞等でも「名古屋市 認可保育所 企業参入へ」と取り上げられています。

名古屋市はこれまで、保育運営は、公立保育所と社会福祉法人等の非営利法人により、運営されてきましたが、2011年に全国1位だった待機児童を解消させるためとして、多様な事業主体、営利法人の参入について、有識者で構成する「保育施策検討会議」で進めてきました。

この会議の報告を受け、市は、賃貸型物件を活用した保育所整備について、引き続き社会福祉法人等を対象に公募を行い、整備が進まない場合は、株式会社等を認可の対象とするという「公募のルール」を決めました。

しかし、今回の公募で、その「ルール」を反故にして、初めから株式会社等を入れると方針を変えました。子ども青少年局長にお聞きします。なぜ今回から「公募のルール」をかえたのですか。お答え下さい。

新制度では、認可基準に適合すれば設置主体を問わず認可する（局長）

【子ども青少年局長】認可保育所等における多様な事業主体の参入について、平成23年10月に、保育に関する有識者からなる名古屋市保育施策検討会議において「名古屋市の保育施策において、これまで社会福祉法人を中心とする非営利法人が重要な役割を果たしてきたこと」等に鑑み、「まずは、社会福祉法人等による整備を進めていくことが望ましい」が、「社会福祉法人等による整備で十分な対応ができない場合も想定し、営利法人の参入も視野に入れ、認可するために必要な一定の条件をあらかじめ検討しておく必要がある」との提言をいただきました。

この提言の趣旨に鑑み、これまで、社会福祉法人等の非営利法人を対象として保育所の整備を行うとともに、本市として「保育の実施責任」を果たすため、要綱改正等を行い、社会福祉法人等による整備が進まない場合についても、速やかに対応するための仕組みづくりをしてきたところでございます。

一方、平成24年8月には、児童福祉法が改正され、「子ども。子育て支援新制度」が始まる平成27年4月から、認可保育所については、認可基準に適合すれば、供給

過剰による需給調整が必要な場合等を除いて、設置主体を問わず認可をすることとされました。

今回、公募いたしました賃貸物件を活用した保育所につきましては、開所予定日が、子ども・子育て支援新制度が始まる平成 27 年 4 月 1 日となることから、法律に基づいて、株式会社等も対象としたものでございます。

### 市民の不安にどうこたえる（再質問）

【岡田議員】保育所運営への営利法人参入について、待機児童が増えているからという理由ではなく、児童福祉法の改正で、条例の基準を満たせば認可していくと法律が変わったという説明でした。

つまり、営利法人参入を進めるための法律改定だということは明らかです。検討会議では、営利法人が参入した自治体で起きているのは、経営不信による突然の撤退や、保育士の離職の多さ、本来保育のために使われなければならない公費が、本部会計に繰り入れられれば、市の監視も限界があるのではないかと、など、株式会社等の参入への懸念が議論されていたと思います。何よりも、「保育の質」を左右する、保育士等の人件費率が、非営利法人が 7～8 割なのに対し、全国の株式会社の保育所の人件費が 4～5 割という低い実態があります。そういった懸念があることから、まずは社会福祉法人でという方向になったのではないですか？

この懸念の声にどう答えるのですか？

### 事前審査や第三者評価等、非営利法人より確認事項を増やしている（局長）

【子ども青少年局長】本市では、株式会社等の参入の要件等を規定する要綱改正を行い、株式会社等による保育所が、保育の質を保ちつつ、継続的・安定的に運営していただくという視点から、株式会社等が運営する保育所については、非営利法人が運営する保育所に対して確認する事項に加えて、次の事項を追加確認することとしております。

まず、株式会社等が公募に応募してきた場合には、選定会議を行う前に、事前審査を行うこととしており、公認会計士等、企業会計に識見を有する者が調査、事前ヒアリングを実施することにより、株式会社等の財務状況等を確認することとしております。また、併せて、保育士資格を有する者による調査、事前ヒアリングにより、保育の質も確許することとしております。

認可後についても、毎年実施する公認会計士等による財務諸表と予算決算状況の調査・分析、保育所運営に係るモニタリング調査、及び、福祉サービス第三者評価の 3 年に 1 回の受審と改善の取り組みの公表を義務づけること等により、安定した保育環境の確保等に努めてまいります。

## 今まで通り、社会福祉法人等による保育所整備を（意見）

【岡田議員】結局、様々な不安や懸念に答えようとするれば、社会福祉法人に行う以上の厳しいルール、事前のヒヤリング、財務状況から、保育の質まで確認をおこない、認可後も、財務諸表の分析、第三者評価の審査も受けてもらう、さらには、本部会計に流れていく利益の利用使途の確認行うでしょう。こうした様々なルールを決めていかなければいけないわけです。

名古屋市にとって、この手間や、経費の問題を考えれば、もっと今の保育を良くしていく、現場にもっと出て行って、名古屋の安心な保育を作っていくことに力を注いでいただきたい。「名古屋は今まで通り、社会福祉法人等」でいくという名古屋は名古屋のルールで進めるべきではないでしょうか。私は、地方分権の立場に立てば、地方公共団体が自らの判断と責任において行政の運営を進めるのだ、国に理解を求めることはできるのではないですか。

今回の公募ルールの変更に、保育所運営している団体から抗議や声明が出されたと聞いています。

公立保育所の民間移管を受けて頂いた、民間保育園の園長さんからメッセージを頂きました。「名古屋の保育を守ってきたのは、父母と公民の保育所の現場の努力と行政が、ともに子どもを守るという姿勢があったからではないか。制度の波にのまれるような、やわな歴史ではなかったはず」だと。

突然の営利企業への門戸開放に一番衝撃を受けているのは、多くの親と保育士たちです。名古屋の保育を担ってきた民間保育所との信頼関係を絶対に崩すことはあってはならない。営利法人ではなく、今まで通り、公立と社会福祉法人など非営利法人による保育所整備をしていくことを求めて、質問を終わります。